

雲南広域連合広報誌

Uunnan Wide Area Union

2023

秋号

vol.62

2023年10月13日発行

うんなん



写真は木次線利活用推進協議会より提供

令和5年 6月臨時会

令和5年6月30日、令和5年第2回雲南広域連合議会臨時会を開催しました。
この議会には次の議案を提出し、いずれも原案のとおり可決・同意されました。

議決事項

01

監査委員の選任につき同意を求めることについて

奥出雲町議会議長の景山利則
雲南広域連合議会議員が議会議
出監査委員に選任されました。

02

財産の取得について

令和5年4月21日に一般競争
入札に付した災害対応特殊屈折
はしご付消防自動車の取得に関
する議決案件について、原案の
とおり可決されました。

【取得金額】

一金 1億3,948万円

【財産を取得する相手】

株式会社 吉谷

03

雲南広域連合の事務局及び課の設置条例の一部を改正する条例について

雲南地区ふるさと市町村圏振
興事業基金の廃止に伴い、企画
課を廃止するため、所要の改正
を行いました。



採決結果

議案の賛否状況です。なお、矢壁正弘議長は採決に加わりませんでした。
また、監査委員の選任の件について、景山利則議員は採決に加わりませんでした。

【○】…賛成 【●】…反対 【-】…欠席

議案名	採決結果	中村 辰真	佐藤 隆司	糸原 文昭	田食 道弘	上代 和美	高橋 英次	景山 登美男	石原 武志	白築 俊幸	藤原 信宏	早樋 徹雄	景山 利則	宇都宮 晃
監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
財産の取得について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
雲南広域連合の事務局及び課の設置条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

令和5年 8月定例会

令和5年8月25日、令和5年8月雲南広域連合議会定例会を開催しました。
この議会には次の議案を提出し、いずれも原案のとおり可決・認定されました。

議決事項

01 特定新型コロナウイルスエンザ等により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、同感染症による防疫作業等従事手当を廃止し、併せて、今後、特定新型コロナウイルス等に該当する新型コロナウイルス感染症の変異株等に対応する防疫作業等従事手当を支給するため、条例を制定しました。

02 雲南広域連合火災予防条例の一部を改正する条例について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行いました。

03 雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金条例を廃止する条例について

雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金を廃止し、出資金等について、構成市町及び島根県に返還するため、同条例を廃止しました。

04

令和5年度雲南広域連合一般会計補正予算(第1号)

既定額に歳入歳出4億4,302万円を追加し、総額を19億3,525万円としました。

【主な内容】

- ・ふるさと市町村圏振興事業基金廃止に伴う市町・県返還金 4億2,267万円
- ・過年度分低所得者介護保険料軽減負担金精算 429万円
- ・介護保険特別会計繰出金 市町負担金返還金 111万円
- ・消防教育研修事業及び被服貸与費 159万円
- ・令和4年度市町負担金返還金 1,829万円

05

令和5年度雲南広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)

既定額に歳入歳出3億7,030万円を追加し、総額を86億8,236万円としました。

【主な内容】

- ・過年度分低所得者介護保険料軽減負担金精算 429万円
- ・一般会計繰入金 111万円
- ・介護給付費準備基金積立金 1億3,623万円
- ・令和4年度市町負担金等返還金 2億3,407万円

06

令和4年度雲南広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

歳入総額 14億8,992万円
歳出総額 14億7,163万円
歳入歳出差引額 1,829万円
(詳細は5ページを参照)

07

令和4年度雲南広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額 84億6,207万円
歳出総額 80億9,737万円
歳入歳出差引額 3億6,470万円
(詳細は5ページを参照)

08

令和4年度雲南広域連合下水道事業会計決算認定について

収益的収入	3億2,796万円	税抜
収益的支出	3億2,581万円	税抜
当期純利益	215万円	
資本的収入	1,140万円	
資本的支出	2,032万円	
不足額	892万円	

(詳細は6ページを参照)

報告事項

令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について

下水道事業会計決算における資金不足がないことから、資金不足比率も算出されないことを報告しました。

採決結果

議案の賛否状況です。

なお、矢壁正弘議長は採決に加わりませんでした。

「○」…賛成 「●」…反対 「-」…欠席

議案名	採決結果	中村辰眞	佐藤隆司	糸原文昭	田食道弘	上代和美	景山登美男	石原武志	白築俊幸	藤原信宏	早樋徹雄	内藤眞一	景山利則	宇都宮晃
特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
雲南広域連合火災予防条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金条例を廃止する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和5年度雲南広域連合一般会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和5年度雲南広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和4年度雲南広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和4年度雲南広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和4年度雲南広域連合下水道事業会計決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について														

令和5年5月16日に奥出雲町議会、令和5年8月3日に飯南町議会の構成替えに伴い、雲南広域連合議会の構成替えがありました。新たな議会構成については次のとおりです。

令和5(2023)年8月25日～

議長	矢壁正弘〔雲南市〕	副議長	早樋徹雄〔飯南町〕	
委員会名	委員長名	副委員長名	市町名	委員名
総務常任委員会 (7人)	佐藤隆司 (雲南市)	田食道弘 (奥出雲町)	雲南市	佐藤隆司
				白築俊幸
				宇都宮晃
			奥出雲町	田食道弘
				景山利則
				景山登美男
厚生常任委員会 (7人)	石原武志 (奥出雲町)	内藤眞一 (飯南町)	雲南市	中村辰眞
				上代和美
				矢壁正弘
			奥出雲町	藤原信宏
				糸原文昭
				石原武志
議会運営委員会 (6人)	内藤眞一 (飯南町)	白築俊幸 (雲南市)	雲南市	内藤眞一
				中村辰眞
				白築俊幸
			奥出雲町	石原武志
				景山利則
				早樋徹雄
飯南町	内藤眞一			
監査委員 (議会選出)		景山利則〔奥出雲町〕		

雲南広域連合企画課の廃止について

6月30日に開催された令和5年第2回雲南広域連合議会臨時会において「雲南広域連合の事務局及び課の設置条例の一部を改正する条例」が可決され、企画課が廃止されました。

今後、うんなんエリアの観光情報につきましては、各市町のホームページやSNS、広報等をご覧くださいよう、お願いいたします。

一般会計

歳入

主な歳入は市町負担金が最も多く、13億8,138万円で歳入全体の約92.7%を占めています。その他、財産収入609万円(0.4%)、県支出金2,021万円(1.4%)、国庫支出金4,041万円(2.7%)でした。

歳出

1、消防費(11億4,469万円)の主な内容

主な歳出は、常備消防費(人件費、出動関係需用費等)、消防施設費(救助工作車整備事業等)です。

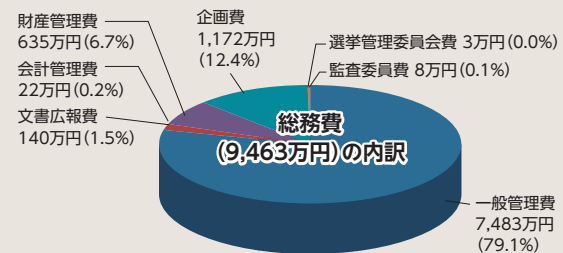
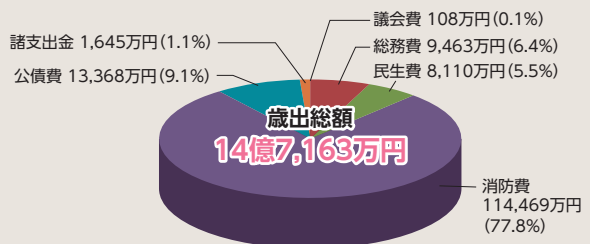
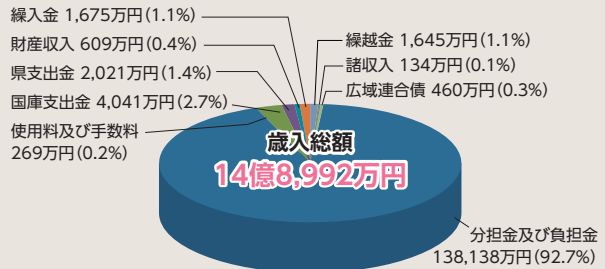
2、総務費(9,463万円)の主な内容

主な歳出は、一般管理費(人件費、負担金等)、企画費(うんなん観光振興事業等)です。

3、民生費(8,110万円)の主な内容

主な歳出は、介護保険料の軽減負担金として、介護保険特別会計に繰出しています。

一般会計 歳入歳出決算の概要



介護保険特別会計

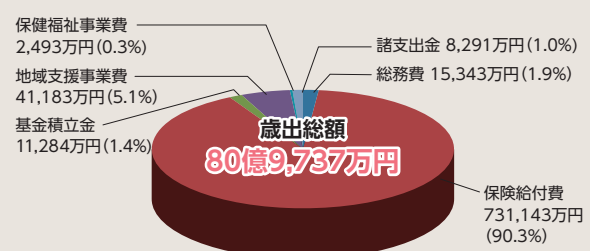
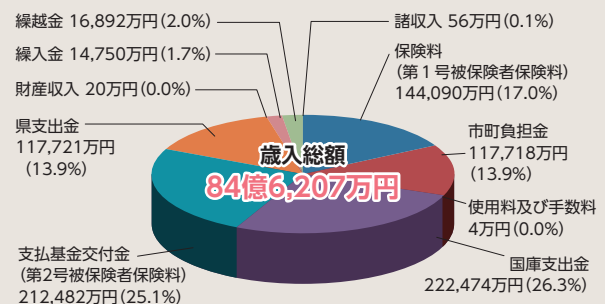
歳入

主な歳入は65歳以上の方が納める第1号保険料と40歳から64歳までの方が納める第2号保険料(支払基金交付金として交付される)、国・県からの支出金、市町負担金で占められています。

歳出

歳出の大部分は、要介護・要支援認定を受けてサービスを利用されたときの「保険給付費」で、歳出全体の約90%を占めています。その他、構成市町が実施する地域支援事業費の負担金等です。

介護保険特別会計 歳入歳出決算の概要



令和4年度 決 / 算 / の / 概 / 要

下水道事業会計

(公営企業会計)

収益的収支 (消費税抜き)

下水道事業収益は3億2,796万円で、下水道事業費用は3億2,581万円となり、経常利益は215万円となり、当年度純利益も同額となりました。

資本的収支 (消費税込み)

資本的収入は1,140万円で、資本的支出は2,032万円となり、不足額892万円は、全額を過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

資金不足比率

令和4年度下水道事業会計において、資金不足が発生していないため、資金不足比率は算出されませんでした。

令和4年度雲南広域連合下水道事業損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(税抜)

営業収益	1億9,647万円
営業外収益	1億3,149万円
経常収益 ①	3億2,796万円
営業費用	3億911万円
営業外費用	1,670万円
経常費用 ②	3億2,581万円
当年度純利益 (③=①-②)	215万円

令和4年度雲南広域連合下水道事業貸借対照表

(令和5年3月31日)

(税抜)

固定資産	有形固定資産	16億804万円
流動資産	現金預金	8,599万円
	未収金	672万円
資産合計		17億75万円

固定負債	企業債	4億875万円
流動負債	企業債	2,042万円
	未払金	1,898万円
	引当金	37万円
	預り金	1,830万円
繰延収益		12億2,190万円
負債合計		16億8,872万円
資本金		0万円
剰余金	資本剰余金	2,903万円
	利益剰余金	△1,700万円
資本合計		1,203万円
負債資本合計		17億75万円

雲南広域連合の給与・定員管理等について 概要版

●職員数の状況（各年度4月1日現在）

区 分	一般行政職員	消防職員	合 計
令和4年度	11人	113人	124人
令和3年度	11人	115人	126人
増 減	0人	△2人	△2人

●人件費の状況（令和4年度決算額）

区 分	歳出額（A）	人件費（B）	人件費比率（B/A）
一般会計	14億7,163万円	9億2,121万円	62.6%

●職員給与費の状況（令和4年度決算額）

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
令和4年度	124人	4億6,533万円	1億539万円	1億8,160万円	7億5,233万円	606万円

（注）「職員手当」とは、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職手当などの諸手当で退職手当は含まない。

●職員の平均給料月額、平均年齢の状況 （令和4年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	277,800円	43.6歳
公 安 職	313,440円	39.5歳

●職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	採用職種	雲南広域連合	国
一般行政職	大学卒	182,200円	182,200円
	高校卒	150,600円	150,600円
公 安 職	大学卒	—	211,400円
	高校卒	169,900円	173,400円

●職員手当の状況

①期末勤勉手当（令和4年4月1日現在）

区 分	雲南広域連合		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	2.40月	1.90月	2.40月	1.90月
加算措置	役職加算 5～15%		役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

②退職手当（令和4年4月1日現在）

区 分	雲南広域連合		国	
	自己都合	定年・勤奨	自己都合	定年・勤奨
勤続20年	19.669月	24.586月	19.669月	24.586月
勤続25年	28.039月	33.270月	28.039月	33.270月
勤続35年	39.757月	47.709月	39.757月	47.709月
最高限度	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月

③扶養手当（令和4年4月1日現在）

区 分	雲 南 広域連合	国
配偶者	6,500円	6,500円
子	10,000円	10,000円
父母等	6,500円	6,500円
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額（1人につき）	5,000円	5,000円

④住居手当（令和4年4月1日現在）

貸家居住者	月額16,000円を超える家賃を支払っている者に対して28,000円を限度に支給（国と同様）
-------	--

⑤通勤手当（令和4年4月1日現在）

交通用具利用者	自動車等を利用して2km以上通勤する職員に支給（限度額 25,000円）
---------	--------------------------------------

⑥特殊勤務手当

種 類	内 容
夜間特殊業務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日5時までの間に通信業務に従事した際、勤務1回につき400円支給
救急出場手当	救急業務のため出場した消防職員に、出場1回につき200円支給 救急救命士法施行規則に規定する救急救命処置のいずれかを行った救急救命士については、300円を加算

●職員の福利厚生状況

種 類	内 容
健康診断・人間ドック	受診者 124人
メンタルヘルス対策	ストレスチェックテストを実施
島根県市町村職員互助会事業	医療費給付、災害見舞金、施設利用助成等を実施

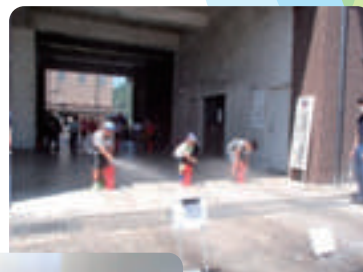


第33回少年消防クラブ員研修会

7月27日(木)第33回少年消防クラブ員研修会を、一般社団法人島根県消防設備協会の共催により、雲南消防本部で4年ぶりに開催しました。

研修会には、小学3年生から6年生までのクラブ員66名が参加しました。

クラブ員は、4班に分かれて車両見学、煙・消火訓練、花火教室、避難所体験により、防災への理解と関心を深めるとともに、他の小学校のクラブ員同士や消防職員との集団行動を通して、協調性などを養うことができました。



車両見学



煙・消火訓練



花火教室



避難所体験

(組立式簡易ダンボールベッド作成)

第51回全国救助技術大会



8月25日(金)「第51回全国消防救助技術大会」が札幌市で開催されました。

この大会のはしご登はんの部に、雲南消防本部から勝田秀斗消防士が中国地区代表として出場しました。

はしご登はんは、高所の災害現場に迅速に到着することを目的とする種目で、自己確保ロープを体に結び付けたのち、高さ15mのはしごを登り切る安全確実性と所要時間を評価されます。

勝田消防士は日ごろの訓練の成果を発揮し、全国の各地区大会を勝ち抜いた消防隊員52人中第2位という好成績を収めました。

秋の全国火災予防運動 11月9日～11月15日

全国統一標語

『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

毎年11月9日から、全国一斉に秋の火災予防運動が行われます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とするものです。

令和4年（1月～12月）の全国で発生した火災件数は36,375件で、1日当たり約100件、14分ごとに1件の火災が発生したことになります。

出火原因別にみると、たばこ・たき火・こんろ・放火・電気機器の順となっています。

住宅防火

いのちを守る

10

のポイント

4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない
- 4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策

- 1 火災発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は**安全装置**の付いた機器を使用する
- 2 火災の早期発見のために、**住宅用火災警報器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、**防火品**を使用する
- 4 火災を小さいうちに消すために、**消火器**等を設置し、使い方を確認しておく
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、**避難経路と避難方法**を常に確保し、備えておく
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、**地域ぐるみの防火対策**を行う

ヒートショックを 予防しましょう!!

「ヒートショック」とは、暖かい部屋から寒い部屋への移動など、急な温度変化があると血圧が上下に大きく変動し心臓や血管の疾患が起こることを言います。これから寒い季節を迎え、暖かい部屋から寒い脱衣所や浴室に移動するなどの急な温度変化があると、体の対応が追いつかずショックを起こし、失神や不整脈、最悪の場合死に至ることもあります。



ヒートショックを防ぐには…

●入浴前に脱衣所や浴室を暖めましょう

・急激な温度変化は体に負担がかかります。脱衣所は暖房器具で暖め、浴室は服を脱ぐ前に床にお湯をまいて温度変化が少ない状態にしましょう。

●お風呂の温度と時間に注意しましょう

・足から徐々にかけ湯をして、体を慣らしてから浴槽に入りましょう。お風呂の温度は40度程度、湯につかる時間は10分までを目安にしましょう。

●浴槽から急に立ち上がらないようにしましょう

・浴槽から出るときは、手すりや浴槽の縁を使ってゆっくり上がりましょう。入浴により、体が温められて血圧が低下していますので、急に立ち上がるとめまいを起こしたり失神することがあります。

●食後や飲酒後すぐの入浴は避けましょう

・食後は、消化器官に血液が集まり、血圧はやや低めです。飲酒すると、アルコールの効果で血圧が下がります。入浴によりさらに血管が拡張して血圧が下がります。飲酒・食後すぐの入浴は避けましょう。

●入浴前には、同居者に一声掛けて、意識してもらいましょう

・同居者がいる場合は、入浴前に一言声を掛けましょう。同居者は、高齢者が入浴した際にはこまめに様子を見に行きましょう。

雲南消防のYouTubeチャンネルでも、ヒートショックの予防方法を公開しておりますのでご覧ください。



**自動で「119番」
誤通報に注意!**
スマホや端末を落とした
だけで起動「間違い」と
伝えて!



スマートフォンやスマートウォッチには、車が激しい衝撃を受けたときに車内のスマートフォンやスマートウォッチが衝突事故を検出する機能や、電源ボタン等を操作すると簡易的に119番を発信できる機能が搭載されているものがあります。

○意図せず119番が発信されたときは?

電話を切らずに間違えであることをお伝えください。

○消防から折り返し

電話があつたときは?

必ず電話に出て救急車や消防車が不要であることをお伝えください。

介護保険課からのお知らせ

教えて！みんなの介護保険

介護保険

Q

&

A

介護保険に関して皆様からよくご質問いただく内容について、わかりやすく紹介していきます。

雲南広域連合では、今回ご紹介する内容以外にも、皆様から多く寄せられるご質問とその回答についてホームページでご紹介しておりますのでご覧ください。

⇒ <https://kaigo.unnan.jp/qa/>



認定申請のタイミングについて

Q

身の回りのことはまだ自分でできますが、日中どこかに出かけて交流等をしたいと考えています。申請はできますか。

A

比較のお元気な高齢者の場合、介護保険の認定がなくても利用できる介護予防の教室や通所サービスもあります。申請をされる前に、まずは最寄りの市町村窓口や地域包括支援センターにご相談ください。

Q

今はまだ介護サービスを利用する予定はありませんが、将来必要となった時にすぐ利用できるよう申請しておきたいと考えています。申請はできますか。

A

要介護認定は申請時の本人の心身の状態に基づいて行うため、比較のお元気な方の場合、非該当になる場合があります。また、仮に認定されても、サービスが必要な状態になられた時には心身の状態が変化しており、再度、申請や調査等が必要になる場合も多くあります。

新規申請や介護度の区分変更申請の場合、認定結果は申請日から適用され、認定結果を待たずに暫定的にサービスを利用することも可能ですので、日常的に介護保険サービスが必要になってから申請してください。

Q

急に体調を崩して入院しました。認定には時間がかかると聞いたので早めに申請したいのですが、入院後すぐに申請してもいいですか。

A

入院中でも申請は可能ですが、介護より医療が優先される急性期や、心身の状態が不安定な時は、速やかに調査や主治医意見書の作成を行うことが難しい場合があります。仮に調査等を実施しても、病状が不安定なため適切な認定をすることも難しいと考えられます。

介護保険法では、原則として、申請日から30日以内に認定結果を通知することとされており、現在雲南広域連合では、病状が不安定ですぐに調査等が実施できない場合を除き、申請日から30営業日以内には認定結果をお知らせできるよう努めています。ご心配とは思いますが、主治医とご相談の上、退院の目途が立ち、介護保険サービスが必要な状態と説明があった頃に申請をしてください。

介護保険事業計画審議会を 開催しました

令和6年度から令和8年度までの3年間を事業計画期間とする第9期介護保険事業計画の策定に向けた介護保険事業計画審議会の第1回目を7月20日に開催しました。審議会では、第9期計画の策定等について、介護保険被保険者代表や保



健・医療・福祉の関係者、学識経験者、介護事業者代表で議論を行います。令和5年4月から委員の新しい任期となったため、石飛雲南広域連合長より、16名の委員に委嘱状の交付が行われ、計画の策定に向け諮問を行いました。

審議会の会長に選任された雲南医師会の永瀬会長からは「今後、団塊の世代が後期高齢者となる。なんとかこの地域がお互いで支え合い、より良く住みやすい街にしていかなければならない」と意思表明がありました。

また、第2回目を9月28日に開催し、第8期計画の進捗状況や評価、雲南圏域の現状等について説明を行い、第9期計画の基本理念等について審議を行いました。

今後は計画に盛り込む施策や第1号被保険者の保険料等について議論を重ね、1月には住民や関係者の意見を反映させるため、パブリックコメントを行い、2月には連合長に対して答申が行われる予定です。

し尿のくみ取り料等 審議会を開催しました

雲南広域連合管内のし尿の収集対象世帯数及び収集量は年々減少しています。また、昨今の燃料費の高騰などにより収集業者の事業運営が厳しくなっている一方で、し尿のくみ取り料は消費税の改定に伴うものを除き、税抜き単価は平成9年度から26年間改定されていません。

これらのことから、し尿のくみ取り料等の見直しを行うため、し尿のくみ取り料等審議会条例を制定し、令和5年4月1日から施行しました。

7月10日に第1回審議会を開催し、審議会委員の委嘱状交付、正副会長の選出、諮問を行いました。8月8日には第2回審議会を開催し、11月上旬の答申に向けて審議しています。

